

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	平成 16(あ)1065	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	宅地建物取引業法違反被告事件	原審事件番号	平成 15(う)1436
裁判年月日	平成 16 年 12 月 10 日	原審裁判年月日	平成 16 年 4 月 13 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	決定		
結果	棄却		
判例集等	刑集 第 58 巻 9 号 1061 頁		

判示事項	民事執行法上の競売手続により宅地又は建物を買い受ける行為と宅地建物取引業法 2 条 2 号にいう宅地又は建物の「売買」
裁判要旨	民事執行法上の競売手続により宅地又は建物を買い受ける行為は、宅地建物取引業法 2 条 2 号にいう宅地又は建物の「売買」に当たる。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。
理 由	弁護人若松芳也の上告趣意は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法 4 0 5 条の上告理由に当たらない。 なお、【要旨】民事執行法上の競売手続により宅地又は建物を買い受ける行為は宅地建物取引業法 2 条 2 号にいう宅地又は建物の「売買」に当たるとして、被告人につき同法 7 9 条 2 号、1 2 条 1 項の罪の成立を認めた原判断は、正当である。 よって、刑訴法 4 1 4 条、3 8 6 条 1 項 3 号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 福田博 裁判官 北川弘治 裁判官 梶谷玄 裁判官 滝井繁男 裁判官 津野修)

※参考：判例タイムズ 1170 号 173 頁、判例時報 1881 号 138 頁、ジュリスト 1307 号 172 頁、最新・不動産取引の判例（RETIO）362 頁